

令和 5 年 9 月 12 日 議会運営委員会 議事録
10時00分 開会

○出席委員 (6 人)

委員長 西村 一啓

副委員長 日域 究

委員 山代 英資、藤川 和弘、小田上 尚典、細川 雅子

議長 北地 範久

副議長 寺岡 公章

○欠席委員 なし

○西村委員長 おはようございます。定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

市長がお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 それでは、議事日程にしたがいまして、議事を進めてまいりたいと思います。

日程 1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から議案の概要についての説明をお願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 おはようございます。

それでは、議案の御説明の前に、先日お配りいたしました議案及び議案の概要の一部に誤りがございましたので、まずは御説明をさせていただきます。

認第 6 号関係でございますが、令和 4 年度大竹市水道事業会計決算書の 16 ページの中央辺りになります。

防鹿水源地 1 号ろ過池改良工事とありますが、正しくは防鹿水源地 4 号ろ過池改良工事でございます。

同じく 19 ページの表の上から 6 段目の工事内容の欄でございます。

1 号ろ過池更生工、その下に 1 号ろ過池防水工とありますのは、いずれも 4 号ろ過池の誤りでございます。

また、令和 4 年度、大竹市水道事業会計決算審査意見書の 10 ページの下から 7 行目も、正しくは防鹿水源地 4 号ろ過池改良工事でございます。

なお、議案の概要の修正につきましては、正誤表をサイドブックに掲載しておりますので、そちらを御参照いただきますようお願いいたします。皆様には御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

それでは、議案の概要に沿って御説明をさせていただきます。

1 ページ目の認第 6 号令和 4 年度大竹市水道事業会計決算の認定についてでございます。内容でございますが、令和 4 年度大竹市水道事業会計決算について、地方公営企業法第

30条第4項の規定により、市議会の認定に付するものでございます。

給水状況でございますが、年間有収水量は313万2,600立方メートルでございます。

次に、建設改良事業でございますが、3億5,017万641円を支出いたしました。主な事業として、防鹿水源地4号ろ過池改良工事、御園一丁目・立戸三丁目地内配水管改良工事（繰越分）などがございます。

続きまして、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額が5億1,045万9,011円、支出総額が5億696万9,836円で、差し引き348万9,175円の純利益となりました。

次に、資本的収支は、収入総額が1億9,989万3,876円、支出総額が3億9,904万9,238円で、差し引き1億9,915万5,362円の不足が生じました。当該不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

続きまして、諮問第1号から諮問第3号までの3件は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

いずれも人権擁護委員の任期が令和5年12月31日をもって満了となる方の後任として、諮問第1号では市川洋氏を、諮問第2号では碇敏孝氏を、諮問第3号では藤本京子氏をそれぞれ人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものでございます。

なお、各氏の職歴等を記載した補足資料を添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案第56号大竹市税条例の一部改正についてでございます。

1の改正の理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、大竹市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の主な内容及び3の施行期日等はあわせて御説明いたします。

まず、個人の市民税に関する改正点は8点の改正がございます。

最初に、(2)は第36条の3の2第2項関係でございますが、個人の市民税に係る給与所得者が提出する扶養親族等申告書について、記載する事項が前年の申告内容と異動がない場合の簡素化について規定するものでございます。

なお、本規定の施行期日は、令和7年1月1日でございます。

その他の(1)及び(3)から(8)は、令和6年度から、国税である森林環境税が地方税である市県民税とあわせて賦課徴収することとなることに関連する改正でございます。

いずれも施行期日は令和6年1月1日でございます。

最初に、(1)は第34条の9第2項関係で、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について、国税と地方税との間で還付又は充当が可能となるよう規定を設けるものでございます。

次に、(3)は第38条第3項関係で、森林環境税の徴収方法について、(4)は第41条関係で、森林環境税を賦課徴収することに伴う市県民税納税通知書の表示についての改正でございます。

(5)は第44条関係で、給与所得にかかる市県民税が特別徴収となっている場合、所得割額、均等割額と併せて森林環境税を徴収する規定とするものでございます。

(6) は第47条関係で、給与所得に係る特別徴収が普通徴収へ切り替わった場合、国税である森林環境税と地方税である市県民税の過誤納金の還付又はこれらの間での充当について、納税義務者が市、県に対して委託したとみなす規定を設けるものでございます。

なお、(8) の第47条の 6 関係で、年金所得についても同様の規定を設けるものでございます。

(7) は第47条の 2 関係で、公的年金等に係る市県民税が特別徴収となっている場合、所得割額、均等割額と併せて森林環境税を徴収する規定とするものでございます。

続きまして、軽自動車税に関する改正点として、附則第13条の 2 及び附則第14条の 2 関係でございます。

自動車メーカーによる燃費・排出ガス試験不正の再発抑止策として、不正により生じた納税不足額にかかる納税義務を当該メーカーに負わせる環境性能割、種別割それぞれの特例規定において、納付不足額に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げるものでございます。

続きまして、議案第57号大竹市手数料条例の一部改正についてでございます。

改正の理由と主な内容でございますが、宅地造成及び特定盛土等規制法が令和 5 年 5 月 26日に施行され、広島県は令和 5 年 9 月 28日に広島市、福山市、呉市を除く県全域を規制区域に指定し、運用を開始することとしています。法の施行にあたり、広島県の権限である宅地造成等、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可又は不許可の処分の権限の一部について、県内市町へ権限移譲されることとなり、本市では造成の面積が 1 万平方メートル未満の工事の許可又は不許可の処分の審査について、広島県と同様に面積の区分ごとに手数料を設けるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は令和 5 年 9 月 28日でございます。

続きまして、議案第58号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

改正の理由と主な内容でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用する条項が変更となったため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

続きまして、議案第59号大竹市火災予防条例の一部改正についてでございます。

1 の改正の理由でございますが、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等が令和 5 年 5 月 31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容は 6 点でございます。

1 点目の第11条第 1 項第 3 号の 2 関係でございますが、変電設備と建築物等の間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つことの規定について、キュービクル式に限定するものではないこととしたものでございます。

2 点目の第11条の 2 第 1 項第 4 号関係では、屋外に設ける蓄電池設備が、雨水等の浸水

を防止する措置が講じられた状態に収められていればよいこととされたため、蓄電池を内蔵する急速充電設備についても、同じく規定したものでございます。

3点目の第13条第1項関係では、蓄電池設備における規制対象の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改めるとともに、地震時の転倒防止等の措置が講じられた構造とすること、及び開放形鉛蓄電池設備にあつては、その電槽を耐酸性の床上又は台上に設けることを規定したものでございます。

4点目の第13条第3項関係では、屋外に設ける蓄電池設備について、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設けることを規定するとともに、一定の要件を満たした場合は、本規定の適用が除外される旨を規定したものでございます。

5点目の第44条第1項関係では、特に火災危険性の高い設備を設置する際の届出について、相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備を除外することを規定したものでございます。

6点目の別表第3関係では、固体燃料である木炭を用いた厨房設備の離隔距離について、新たに規定したものでございます。

施行期日は令和6年1月1日とし、附則第2項から附則第4項において、経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第60号工事請負契約の締結について（大竹駅西口駅前広場整備工事）でございます。

内容につきまして、3の契約方式でございますが、一般競争入札により実施しております。請負金額は2億1,879万円、請負者は広島市西区にあります、株式会社福永建設工業でございます。工期は、議決の日の翌日から令和6年7月31日まででございます。

工事概要でございますが、3,150平方メートルの交通広場を整備するもので、インターロッキングによる歩道整備やタクシー乗降場等の上部へのシェルター整備等を行うものでございます。

続きまして、議案第61号令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

内容につきまして1点目は、令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるものでございます。

未処分利益剰余金の当年度末残高は1億4,352万7,851円でございます。

処分の内容でございますが、減債積立金に1億1,069万1,769円を積み立てるものでございます。

2点目は、令和4年度大竹市工業用水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、市議会の認定に付するものでございます。

給水状況でございますが、年間有収水量は1,096万1,431立方メートルでございます。

次に、建設改良事業でございますが、765万2,700円で、主な事業に防鹿水源地遠方監視装置更新工事がございます。

続きまして、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額が5億475万2,123円、支出総額が3億9,406万354円で、差し引き1億1,069万1,769円の純利益となりました。

次に、資本的収支は、収入総額が1,780万円、支出総額が3億6,679万382円で、差し引き3億4,899万382円の不足が生じました。当該不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額87万3,360円、過年度分損益勘定留保資金1億1,758万6,857円、当年度分損益勘定留保資金1億9,769万4,083円及び減債積立金3,283万6,082円で補填いたしました。

続きまして、議案第62号令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

内容につきまして1点目は、令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるものでございます。

未処分利益剰余金の当年度末残高は5億5,148万4,970円でございます。処分の内容でございますが、減債積立金に450万円を、建設改良積立金に4,500万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

2点目は、令和4年度大竹市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、市議会の認定に付するものでございます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は699万6,059立方メートルでございます。

次に、建設改良事業は7億959万4,089円で、主な事業に大竹下水処理場1系散気装置等機械電気設備改築更新工事、小島雨水排水ポンプ場自動除塵機他電気設備改築更新工事がございます。

続きまして、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額が9億4,667万3,192円、支出総額が8億5,697万6,802円で、差し引き8,969万6,390円の純利益となりました。

次に、資本的収支は、収入総額が7億592万9,964円、支出総額が9億28万190円で、差し引き1億9,435万226円の不足が生じました。当該不足額につきましては、当年分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

続きまして、議案第63号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号）でございます。

1の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ7億8,197万円を追加し、予算総額を169億8,256万2,000円とするものでございます。詳細は12ページの表で御説明いたします。

補正予算の内訳の表でございますが、表の左側に歳出をその右側に歳入として、当該歳出に充当する財源を記載しております。

最初に、第2款総務費の基金管理事業でございますが、13ページの歳入の第20款諸収入のところを御覧ください。

ボートレース事業収入とありますが、宮島ボートレース企業団からの令和5年度配分金が増加しましたので、当初予算との差額である6億5,805万円を増額いたします。これを地方創生事業基金に積み立てるため、先ほどの総務費、基金管理事業に増額を計上するものでございます。

続きまして、総務費の戸籍住民基本台帳事務でございますが、住民基本台帳システムの改修のための経費として84万7,000円を計上するものでございます。

続きまして、第3款民生費で計上する各事業は、いずれも国の新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金及び県の原油価格等高騰社会福祉事業者支援県補助金を活用して行う事業になります。

民生費の障害福祉サービス事業所等支援事業685万円、介護サービス事業所等支援事業1,910万円、児童福祉施設等支援事業565万円は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内の事業所施設等を支援するため、事業の形態や規模等に応じて補助金を支給しようとするものでございます。

民生費の子育て世帯臨時特別給付金支給事業は、子育て世帯を支援するため、高校生までの子供がいる世帯に対し、子供一人当たり2万円の給付金を支給しようとするもので、3,600人分の給付金に事務費を合わせた7,250万円を計上しようとするものでございます。

続きまして、第4款衛生費でございます。予防接種推進事業でございますが、新型コロナワクチンを接種された方から、予防接種健康被害の申請があり、救済措置の認定があったことから、当該認定者に対し、医療費及び医療手当を支給するため、184万7,000円を計上しようとするものでございます。なお、歳入として、予防接種健康被害給付費国庫負担金が全額充てられます。

続きまして、休日診療所運営事業でございますが、休日診療所を旧なかはま保育所跡地に移転整備するにあたり、財源を確保するための計画作成に必要な資料を作成するための経費として、340万円を計上しようとするものでございます。

続きまして、第7款商工費の消費生活相談事業でございます。高齢者のみの世帯の方が迷惑電話防止機能付きの固定電話機を購入した場合、1万円を上限として購入費の2分の1を補助する制度がありますが、申請件数が急増し、予算が不足する見込みとなりましたので、30万円を追加しようとするものでございます。なお、歳入として、県支出金、地方消費者行政強化交付金を2分の1の15万円計上しております。

続きまして、第8款土木費の晴海臨海公園整備事業でございます。晴海臨海公園の北側駐車場等整備工事については、当初予算で1億800万円を計上しておりましたが、この北側駐車場に接続する西側園路の整備等を追加で行う必要が生じたため、2,400万円を追加しようとするものでございます。財源は米空母艦載機部隊配備特別交付金を全額充てることといたします。

第10款教育費の歳入で、米空母艦載機部隊配備特別交付金を2,400万円減額しますが、歳出の小学校管理運営事業で、大竹小学校プール建設工事の執行見込みにあわせて、同額を減額するものでございます。

次に、中学校管理運営事業は、玖波中学校の生徒用トイレ改修に要する経費の増額分として1,222万6,000円を計上しようとするものでございます。財源は全て教育振興基金繰入金とするものでございます。

続きまして、スポーツ振興事業でございますが、晴海臨海公園を会場として行う、新たなランニングイベントの開催のための経費として、120万円を計上しようとするものでございます。財源でございますが、ふるさと納税寄附金（特定事業分）として50万円を計上いたします。

13ページの歳入で財源調整のため、前年度繰越金2,489万4,000円を計上し、歳入歳出と

もに 7 億 8, 197 万円を計上しようとするものでございます。

それでは、11 ページに戻っていただきまして、2 の繰越明許費の補正でございます。

先ほど、民生費のところでお説明しました子育て世帯臨時特別給付金支給事業に関して、令和 6 年 3 月 31 日までに生まれた子供を支給対象とするため、年度内完了が見込めず繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、3 の債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札等を事前に行う必要があるものについて、債務負担行為の追加をするものでございます。

続きまして、議案第 64 号令和 5 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

1 の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ 1, 597 万 7, 000 円を追加し、予算総額を 28 億 9, 728 万 4, 000 円とするものでございます。

補正予算の内容でございますが、歳出として、概算交付されていた国県負担金等の前年度精算分として、国庫補助金等返還金 1, 597 万 7, 000 円を計上し、歳入として同額の前年度繰越金を計上しようとするものでございます。

続きまして、議案第 65 号令和 5 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

内容は、収益的支出の予定額の補正でございますが、玖波雨水排水ポンプ場事業計画変更業務のため、下水道事業費用の営業費用を 1, 043 万 7, 000 円増額し、予算総額を 9 億 7, 140 万円にしようとするものでございます。

続きまして、議案（その 2）を御説明いたします。

議案の概要（その 2）の 1 番目になります。議案第 66 号監査委員の選任の同意についてでございます。

監査委員西村一啓氏が令和 5 年 8 月 31 日をもって任期満了となりましたので、引き続き同氏を監査委員に選任することについて、市議会の同意を求めるものでございます。

説明は以上でございます。議案の取り扱いについてよろしく願いいたします。

○西村委員長 説明ありがとうございました。

ただいま執行部から議案の説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようですので、議案の取り扱いについて事務局から御説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、議事日程に基づきまして、議案の取り扱いについて、事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申し合わせにより、執行部の説明者ごとに一括したのとなっております。

議事日程に沿って取り扱いを説明いたします。

まず、認第 6 号及び議案第 61 号から議案第 65 号までの 4 件について一括上程し、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、諮問第 1 号から諮問第 3 号までの 3 件について一括上程し、提案理由の説明を受けます。全て人事案件でございますので、質疑の後、委員会付託を省略し、即決と考えております。

次に、議案第 56 号につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第 57 号及び議案第 60 号の 2 件につきましては、一括上程し、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第 58 号につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託と考えております。

続いて、議案第 59 号につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第 63 号及び議案第 64 号の 2 件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受け、議案第 63 号は総務文教委員会へ付託、議案第 64 号は生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第 66 号につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、人事案件でございますので、質疑の後、委員会付託を省略し、即決と考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から議案の取り扱いについての説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようですので、本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程 2、議案の提出についてを議題といたします。3 つの特別委員会の設置決議でございます。事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 こちらに記載しております 3 つの特別委員会について、各派代表者会議におきまして設置することの確認がされております。

まずは、広報広聴特別委員会の設置に関する決議について御説明いたします。付議する事項は、議会広報の編集・発行及びその他広報に関する事項、2 番として、新たな広聴のあり方に関する事項でございます。

選任については、複数会派から各 1 名、一人会派から 1 名、常任委員会から各 1 名の委員定数 7 名でございます。提案理由は次ページに記載のとおりでございます。

続きまして、基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議について御説明いたします。付議する事項は、在日米軍等再編後の岩国基地周辺対策に関する事項でございます。

選任につきましては、常任委員会から各 4 名の委員定数 8 名でございます。提案理由は、次ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議会のあり方調査研究特別委員会の設置に関する決議について御説明いたします。付議する事項は、本議会のあり方の調査研究及び実効的な改善・改革に関する事項、2番目といたしまして、提案理由に関して議長が必要と認める事項でございます。

選任につきましては、複数会派から各1名、一人会派から1名、常任委員長2名、これに副議長が加わり、委員定数は8名でございます。提案理由は次ページに記載のとおりです。

なお、いずれの特別委員会とも審査が終了するまで、閉会中の継続審査とするものでございます。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から説明がありました、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りをいたします。

本件につきましては、本委員会から議案を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、本3件の取り扱いについて説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 御説明いたします。広報広聴特別委員会の設置に関する決議は、決議案第1号といたしまして、本会議において即決。基地周辺対策特別委員会の設置決議は、決議案第2号といたしまして即決。議会のあり方調査研究特別委員会の設置に関する決議は、決議案第3号といたしまして即決と考えております。

特別委員会の設置が決まりましたら、追加日程により、議長において、特別委員の指名という運びと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りをいたします。

事務局案のとおり、取り扱うことで御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程3、請願についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、提出のありました請願の取り扱いについて御説明申し上げます。

少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復

元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願でございます。

提出者は、連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、迎尚樹氏、ほか1団体でございます。

紹介議員は、山代議員、藤川議員、西村議員、日域議員の4名の議員でございます。

請願の内容は、配付の請願文書表のとおりでございます。

取り扱いとしましては、令和5年請願第2号としまして、本会議場で上程し、総務文教委員会付託と考えております。

請願が採択された場合は、本会議最終日に意見書案を上程、即決と考えております。

慣例では、所掌の常任委員長が提出者に、他の常任委員長が賛成者となっておりますので、総務文教委員長が提案者に、生活環境委員長が賛成者にと考えております。

意見書案につきましては、請願文書表に添付しております意見書（案）文を各会派にお持ち帰りのうえ、調整をお願いいたします。修正等がございましたら、9月20日水曜日までに事務局に提出していただき、議案の提出者及び賛成者で調整した後に、本会議最終日での上程、採決と考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から請願の取り扱いについて説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようでございますので、本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程4、一般質問についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

○山田議会事務局長 今回の一般質問は代表制をとっておりますので、複数会派の代表につきましては発言時間が60分、その他の議員につきましては30分となっております。

一般質問の通告は、本日9時30分まででございました。通告議員は7名でございます。

発言順につきましては、本委員会終了後、議長室で抽せんを行いますので、お集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、執行部とのヒアリングの際には、質問の意図、明らかにしたい事項などを具体的かつ明確にしておいていただきますよう、引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 ただいまの説明について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑はないようですので、事務局の説明のとおり進めることといたします。

続きまして、日程5、委員会の日程についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 会期につきましては、9月6日の本会議におきまして、既に決定をしておりますので、本日以降の日程につきまして、確認をさせていただきます。

9月19日に本会議がございます。一般質問終了後、議案、請願を上程し、先ほど決定していただきましたとおりの取り扱いをいたします。

なお、予備日は翌20日を考えております。

本会議で、特別委員会が設置されましたら、終了後、特別委員会を開催し、正副委員長との互選を予定しております。

次に、付託されました議案審議のための常任委員会の日程でございますが、21日木曜日と22日金曜日の2日間を予定しております。

慣例でいきますと21日に総務文教委員会、22日に生活環境委員会になろうかと考えております。

本会議最終日は、27日水曜日といたしまして、付託議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

請願第2号が採択された場合は、追加日程として意見書案の採決を行います。

なお、本定例会の最終日に追加議案及び一般会計並びに特別会計の決算議案の提出が予定されています。これらの取り扱いにつきましては、9月22日の常任委員会終了後に議会運営委員会を開催と考えております。日程につきまして御調整をお願いいたします。

以上です。

○西村委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、各委員長に日程調整をお願いいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。

9月19日火曜日午前10時から本会議、翌20日の水曜日は予備日とし、特別委員会が設置された場合は、本会議終了後に特別委員会、21日木曜日10時から総務文教委員会、22日金曜日10時から生活環境委員会、その終了後に議会運営委員会、本会議最終日は9月27日10時から開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程6、その他を議題といたします。

本定例会では、運営に関して連絡事項がございます。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、2点ほどお伝えさせていただきます。

まず、コロナ対策について、確認になりますが、6月定例会より対策の大部分を廃止・

緩和しております。マスク着用等、特に制限をいたしませんので、それぞれに御判断していただければというふうに思います。

なお、換気休憩につきましては、従前どおり50分をめどに設ける予定とさせていただきます。

次に、2点目ですが、発言の事前通告についてでございます。

本会議及び常任委員会における会議時間の短縮、説明員の待機人数の縮減など、円滑な議会運営のため、御協力をさせていただいております。項目だけでなく、できるだけ具体的な内容を記載していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限ですが、9月19日の本会議及び21日、22日の常任委員会につきましては9月15日金曜日まで、27日の本会議最終日につきましては22日金曜日まで、いずれもできましたら正午までに御提出いただきますよう、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま、事務局から発言の通告に関して、御協力の連絡がありました。引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

また、執行部におかれましては、特に委員会では、審査の過程において、事前通告以外にも答弁等をお願いすることもあるかと思しますので、御対応をお願いいたします。

ただいまの事務局からの説明に対して、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑はないようですので、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

なお、本日の協議・確認事項等について、各会派の代表におかれましては、各会派所属の議員へ御周知をお願いいたします。

それでは、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

10時42分 閉会